

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月12日(火)午後2時15分から午後2時55分

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	14番	門 口 照 夫
委 員	1番	上 野 育 夫
”	2番	上 野 修 一
”	3番	渡 邊 友 美
”	4番	渡 邊 新 二
”	5番	澤 田 勝 矢
”	6番	緒 方 正 美
”	8番	改 喜 未 敏
”	9番	坂 口 正 子
”	10番	林 清
”	11番	坂 田 春 美
”	12番	石 坂 友 信
”	13番	宮 本 博

4 欠席委員 (1人)

7番 中川委員

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

第4号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

第2号報告 非農地判断について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

主 幹 上 村 恭 子

主 事 田 中 朱 莉

○事務局長 それではただいまより令和7年8月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、門口会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（門口照夫君） （会長挨拶）

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は7番、中川委員から欠席の連絡があっておりまして、農業委員14名中13名の出席でございます。よって合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

（1） 議事録署名者

○議長（門口照夫君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、9番 坂口委員、10番 林委員を指名しますのでよろしくをお願いいたします。

-----○-----

（2） 農家調査及び現地調査員

○議長（門口照夫君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員5番 澤田委員、10番 林委員、11番 坂田委員、推進委員1番 岩田委員、7番 橋本委員、9番 田代委員、以上6名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

（3） 議案

○議長（門口照夫君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1～2ページをお開き下さい。

所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は親子間の贈与です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3～4ページの斜線部分が申請地です。全部で8筆あります。

5～6ページが申請地の現況写真です。

次に7ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に8ページをお開きください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ抵触しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり抵触しません。

第3号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第4号の農作業、常時従事要件について譲受人は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため抵触しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑や田として利用しており、許可後も同様に米・大豆等を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上1号から6号まで抵触する項目はないと思われれます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 橋本委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（橋本一浩君） 7月31日の午前9時30分頃、私と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、親子間の贈与です。

申請人は認定農業者であり、許可後も同様に米・大豆等を作付けする予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われれます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転

番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2～3ページをご覧ください。

所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、親子間の贈与です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』10～12ページをご覧ください。全部で14筆あります。図面中央部分の斜線部が申請地です。熊本県農業研究センターの南側に広がる農地です。

13～15ページが申請地の現況写真です。16ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に17ページをご覧ください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地は畑として利用しており許可後も同様に牧草等を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番 坂田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（坂田春美君） 7月31日の午前9：00頃、私と岩田推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、親子間の贈与です。

申請人は認定農業者であり、許可後も同様に牧草等を作付けする予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われまます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について承認すること

に異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の19ページをお願いします。図面右側の赤点線部分が今回の開発区域で、太枠斜線部分が番号1の申請地になります。みどり館の南東、鶴川の西側に位置する農地です。

次の20ページが申請地の現況です。

21ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定11区画を整備する計画です。

22ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の23ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番 林委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（林清君） それでは、現地調査につきまして報告します。

7月31日の午前、私と田代推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の東側と南側は水路に接しておりますが、周囲にはL型擁壁やコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

○9番（坂口正子君） 排水の件で、排水用地とありますが、雨水は排水用地から水路に流れるようになっていますか？

○事務局 雨水に関しては水路に流すようになっています。水利組合が管理している水路ですが組合とも協議の上で流しても良いという事を確認しております。

○議長（門口照夫君） 他に何かございませんでしょうか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用賃借権設定番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は中九州横断道路大津熊本道路工事に伴う進入路及び仮設資材置場への一時転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の24ページをお願いします。図面下側の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、栄体育館の南側、塩浸川の南に位置する農地です。青実線が中九州横断道路の事業用地のイメージで、赤点線部分が市道付替工事の事業用地を表しています。

次の25ページが申請地の現況です。

次の26ページが配置図です。

申請者は主に土木工事業を営む法人で、国から委託され、中九州横断道路大津熊本道路工事に伴い市道を付替える必要があるため、申請地を借受け、仮設の資材置場を整備する計画です。

27 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 28 ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。

括弧 2 の一般基準についてですが、1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 10 番 林委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（林清君） それでは、現地調査につきまして報告します。

7月31日の午前、私と田代推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は、農振農用地区域となり周囲は農地に接しておりますが、透過性の土木シートの上に砂利敷きし雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことです。また、合志土地改良区などと協議した利用計画であるため特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、賃借権設定番号 1 について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、賃借権設定番号 1 は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第 3 号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書5ページをお開きください。

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用集積等促進計画(案)の決定についてご説明申し上げます。

次の6ページは農用地利用集積等促進計画の総括表です。左側が今回の8月総会分、右側が令和7年1月、第1回からの利用権設定や所有権移転の面積の累計数になります。

次の7ページは農用地利用集積等促進計画状況一覧表所有権移転関係(公社買入分)の説明です。所有権移転総合計の面積は25,518㎡です。

次に8ページをご覧ください。今回の農用地利用集積等促進計画状況一覧表賃貸借権設定の説明です。利用権設定総合計の面積は40,675㎡です。

次に9ページをご覧ください。

農地中間管理事業による公社買入ですが、申出件数は5件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、移転の内容、買受予定者につきましては、議案書のとおりです。

議案書10ページをご覧ください。

農地中間管理事業による貸し借りについてですが、申し出件数は賃貸借権が9件、使用貸借権が1件の合計10件です。

貸人、転貸人、借人、利用権を設定する農地、賃借料などの利用権等内容につきましては、議案書のとおりです。

審議の結果、今回の計画(案)が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業推進法第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は、同法同項第2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められると判断されます。

最後に農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 6件 35,072㎡でございます。

内契約予定件数が 0件 0㎡でございます。

内契約無しが 6件 35,072㎡でございます。

契約無しの詳細につきましては、3件は今後所有者が耕作、1件は3条申請で、2件は耕作者が購入するため解約されます。

以上、事務局の説明を終わります。

○議長(門口照夫君) ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○9番(坂口正子君) 物納はどのようにして相手方に渡されるのですか？現金の場合は口座でというのは分りますが、物納の時はお米だと思えますが、どのような形でされているのかなと思ひまして。

○事務局 物納の場合は、基本的にお米だと思ひますが、耕作者から所有者の方に年末に直接渡

す形で小作料としてお支払いをお願いしています。

○議長（門口照夫君） 他に何かございませんでしょうか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書11ページをお開きください。

使用賃借希望が1件っております。使用賃借希望番号1のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

番号1の申請地の場所ですが、12ページをお開きください。図面中央の太枠斜線部分が申出地で、蓬原工業団地及びひかりの子保育園の南側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、番号1を群区の農業従事者へ貸しておりましたが、高齢で今後は耕作できないと返却され、管理することができないため、耕作してもよいという方を探していらっしゃいます。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります上野委員、酒井推進委員にお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙

手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明します。議案書の13ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用4条届出につきましては2件の届出がっております。

まず番号1です。場所を説明します。議案書の14ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。3筆あります。須屋市民センターの東側に位置する農地です。駐車場への転用です。

次に番号2です。場所を説明します。議案書15ページをお開きください。こちらが番号2の届出地になります。南ヶ丘小学校の東側に位置する農地です。道路への転用となります。

当該地は個人と合志市の共有名義となっていて、既に公衆用道路として舗装化されているため、市の建設課から顛末書の提出がっております。

理由としては、当該地が字図上3筆の筆界未定地であったこと、一体的に公衆用道路として利用されていたことから、地目の状況に思慮が及ばなかったことによるもので、今回隣接での住宅建築にあたり地目が畑になっていることを確認したため、改めて届出があったものです。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局から第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か質疑等はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号報告、非農地判断につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書の16ページをお願いいたします。

農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました農地につきまして報告いたします。

今回非農地と判断しましたのは一覧表のとおりです。17ページと18ページが広域図及び位置図、19ページと20ページが現況写真になります。3筆とも隣接しており、菊池環境工場クリーンの森合志の東側にある農地です。当該地は周辺の山林と筆界未定となっておりますが、現況写真をみていただくとわかりますとおり、一体的に雑木が生えていて既に山林化していることが確認されることから今後農地としての利用は見込めない状況です。

現地確認の結果を担当の農業委員と農地利用最適化推進委員とで協議しました結果、非農地として判断いたしました。

非農地として判断いたしましたので対象農地の地権者の方には、地目の変更を法務局で行っていただくよう通知しています。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局から第2号報告、非農地判断についての説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か質疑等はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第2号報告、非農地判断につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（門口照夫君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

（4）閉 会

○事務局長 長時間に渡ります慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、「令和7年8月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。

皆さん大変お疲れ様でした。

—————○—————

閉 会 午後2時55分